石岡市建設工事低入札価格調査手続き

低入札価格調査制度の効率的・客観的な運用を図るため、「低入札価格調査制度実施運営要領」(以下、「要領」という。)の第10条から第13条までの調査手続についての詳細を定める。

1 説明責任

当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能であることの説明責任は調査対象者にあり、説明の機会は原則2回までとする。この説明で合理的な説明がない場合は履行不能と判断して「失格」とする。(市が履行不能の立証をすることは要しない。)

2 調査の実施

入札執行者等は、要領第 10 条第 1 項に規定する調査及び手続を行った後、調査対象者から提出された低入札調査票(要領様式第 2 号)及び各調査表(要領様式第 2 号から様式第 12 号)の回答項目に対する説明内容の合理性を判断し、要領の規定により石岡市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

3 調査の手順

(1) 回答書及び低入札価格調査用工事費内訳書

入札執行者等は、入札終了後速やかに、 調査対象者に対し、提出期限(通知の日から原則3日以内(休日を除く))を定めて、低入札調査票(要領様式第2号)、低入札価格調査用工事費内訳書(要領様式第3号。以下「工事費内訳書」という。)(市の仕様書に対応したもの)及び調査表(要領様式第4号から第12号)の提出を「低入札価格に係る調査について」(要領様式第1号)により求める。

(2) 回答書及び積算内訳書の分析・検討

入札執行者等は,第1回目の事情聴取までの間に,調査対象者から提出された各種調査表及び工事費内訳書の内容を精査し,市の積算との比較等により疑問点・問題点及び事情聴取項目を整理し,併せて信用状況について調査を行う。

(3) 第1回事情聴取

(1)で提出を求めた低入札調査表等を受理した翌日から起算して原則4日以内(休日を除く)に、内容を精査した結果、追加で提出させる必要があると判断した説明書類を持参させる。これらに基づき、(2)で整理した疑問点・問題点について調査対象業者から説明を求める。(事情聴取の日時等については、様式1により通知する。)

事情聴取終了後においては、聴取の結果を取りまとめ、第2回目の事情聴取すべき項目「確認事項」を様式2別紙により作成する。

なお,第2回目の事情聴取を行う必要がないと判断される場合は,速やかに(6)の手続きに移行する。

また、競争参加資格確認を事後審査としている入札において、調査対象者の競争参

加資格に疑義が生じる等,入札執行者等が必要と判断した場合は,第1回事情聴取時に説明を求め,それでも疑義が解消できない場合は調査対象者に対して競争参加資格の裏付け資料の速やかな提出を求めることとする。その確認の結果,参加資格がないことが確認できた場合はその者の入札は無効として取扱い,その者の調査を打ち切る。

(4) 確認書の作成と通知

(3)で作成した確認事項を、様式2により調査対象者に通知する。この際、説明書類の提出期限を記載する((5)参照)。

(5) 第2回事情聴取

確認事項を通知した翌日から起算して原則3日以内(休日を除く)に確認書の内容に対する説明書類を様式3により提出させ、これらに基づき調査対象者から説明を求める。

なお、聴取日は原則書類提出日とするが、これが困難な場合は書類提出後可能な限り速やかに実施するものとする。

(6) 調査内容の審査

入札執行者等は、調査終了後速やかに、要領第11条及び第12条の手続きを行うものとする。

なお、委員会において、追加の事情聴取の指示があった場合は、入札執行者等は、 追加の事情聴取の確認事項を決定し、様式2により確認事項を調査対象者に通知する。 確認事項を通知した翌日から起算して原則3日以内(休日を除く)に確認書の内容 に対する説明書類を様式3により提出させ、これらに基づき調査対象者から説明を求 める。

(7) その他の実施不可能の判断

調査対象者が各種調査資料等の提出を拒否した場合,又は事情聴取に応じない場合は,委員会に諮り「失格」とする。なお,このような対応がなされた場合は,不誠実な行為とみなし,指名停止の措置を講じることとする。

4 失格基準等について

低入札価格調査判断基準による判断の際は、以下の(1)~(3)に留意のうえ、調査を行うものとする。

- (1) 事情聴取等,調査を行った結果,契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される事項が確認できた場合は,委員会に諮り「失格」とする。
- (2) 以下のア、イのいずれかに該当すると判断された場合は、委員会に諮り「失格」としたうえ、不誠実な行為とみなし、指名停止措置をとることとする。

ア 各種調査票等を指定の期日までに提出しないとき。

イ 調査対象者が事情聴取に応じないとき

(3) 調査対象者が提出した要領様式第9号等から、最低賃金法に基づき定める茨城県最

低賃金を下回っていることが確認できれば、工事の手抜き等による品質の低下、下請 けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながるおそれがあるため、

「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」するものと判断し失格とする。なお、労務費について、市の積算単価を下回っている場合は、未熟練工等を使用して積算を行っている場合などが考えられ、後日、下請代金の未払い等の問題が生じる場合も考えられるので、員数及び工程数等を充分確認すること。

5 確約書の提出及び契約後の追跡調査等について

低入札調査を経て落札された工事について、契約時に確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工に努める旨の確約書を提出することとする。

工事着手後は、以下(1)及び(2)により、低入札価格調査調査時に提出された① から③の各調査表の内容との整合性を確認するとともに、元請下請関係の調査を行い、契約後の追跡調査を行う。

- ①下請予定業者名,下請予定金額及び労務費の整合性
 - 低入札価格調査用工事費内訳書(様式第3号)
 - ・労働者の具体的供給見通し(様式第9号)
 - ・下請負予定業者名及び予定下請金額(様式第12号)
- ②手持資材及び購入資材の整合性
 - ・手持ち資材の状況 (様式第6号)
 - ・資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式第7号)
- ③使用機械及び設備の整合性
 - ・手持ち機械数の状況 (様式第8号)

また、下請負人や下請負代金額が、下請予定業者名及び予定下請金と異なる場合は、 次の点に注意し、その理由書(様式4)を提出させる。

- ①調査の際に提出された各調査表の内容と,工事実施の際の下請負額の妥当性について確認。
- ②調査の際に提出された調査表に記載のない新たな一次下請人に関する下請承認 については、当該下請契約の妥当性を確認。
- ③直接元請負人が、工事着手後に下請割合を大幅に増やす場合には、その妥当性を確認。なお、次のいずれかを満たしていなければ原則として認めないこと。
 - ア 入札時における下請予定額に対し、下請負額の増加分が当初下請予定額の 総額の3割に満たないこと。
 - イ 工事内容の変更に伴う新たな工種の追加など下請負額の増加分に相当する 工事量増加等の相応の理由があること(アの場合を除く)。
- (1)下請工事の施工管理の状況(適正な施工体制の確保・適正な技術者の配置・一括下請負の有無)
- (2) 下請業者との契約状況及び代金支払状況
 - ①下請契約等・・・様式6のチェック項目について、施工現場において調査を行う。
 - ②支払状況等・・・様式6のチェック項目について,工事完成後に別紙調査表①,

②及び③によるアンケート調査を行い、施工中の調査内容との整合を確認する。

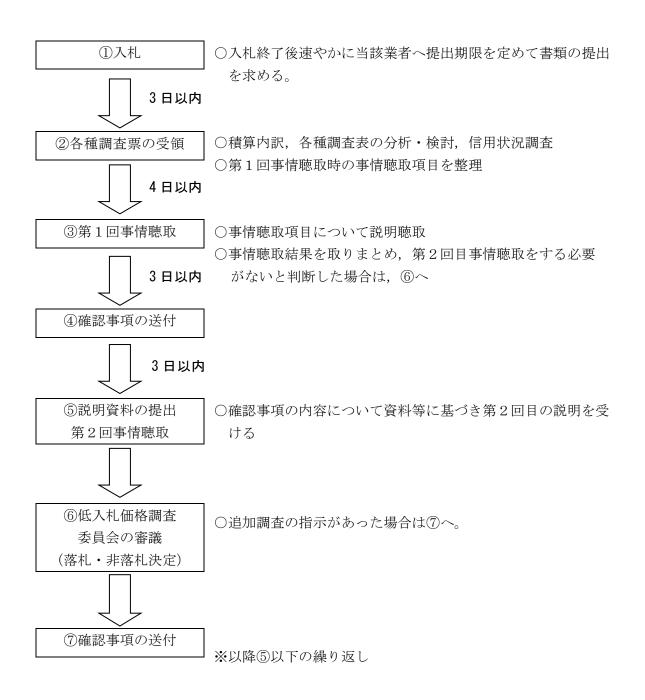
これらの調査に協力しない場合や虚偽の回答をした場合,各調査時の回答内容と実施 状況が大きく乖離した場合は,契約違反等として指名停止等の措置も考慮する。

各調査時の回答内容と実施状況が大きく乖離した場合は、契約違反等として指名停止 等の措置も考慮する。

付 則

この調査手続は平成 30 年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から 適用する。

低札価格調査手続フロー図 (工事)



(様式1)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

石岡市長 印

入札価格に係る事情聴取について

このことについて、先に提出された各種調査表等に関して、低入札価格調査制度実施要領第10条に基づく事情聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

- 1 対象工事
- 2 事情聴取の日時及び場所

年 月 日 時から

石岡市役所

3 その他

事情聴取に応じない場合等,不誠実な行為については失格としたうえ,指名停止等 の措置を行いますので,ご注意願います。

4 お問い合わせ先

(様式2)

 第
 号

 年
 月

 日

殿

石岡市長印

低入札価格調査制度調査事項の確認について (通知)

年 月 日に入札を執行し開札の結果,落札の決定を保留していた下記工事について, 月 日に第 回目の説明を受けましたが,未だに別紙確認事項について合理的な説明がないと判断しましたので,下記により再度関係書類等により説明願います。

なお、期日までに提出がない場合等(※)、又はこの説明においても合理的な説明がないと判断した場合は、貴社の当該入札は失格となりますので申し添えます。

記

1 提出期限

年 月 日() 17時まで

2 提出先

※:事情聴取に応じない場合も含み、これらの行為については「不誠実な行為」とみなし、 指名停止等の措置を講じます。 別 紙

確 認 事 項

番号	項目	確認内容	確認に対する回答	市記入欄
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

(様式3)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

印

石岡市長 殿

所 在 地商号・名称代表者職氏名

低入札価格調査制度調査事項の確認について

年 月 日付で通知のありましたこのことについて、別添確認事項及び関係資料により説明します。

(確認事項・関係書類添付)

(記載例)

確 約 書

年 月 日

石岡市長 殿

所 在 地 商号・名称 代表者職氏名

囙

年 月 日付で落札候補者決定の通知があった 工事については、当社(者)の総力をあげ、関係法令、契約書等を遵守し、監督員の指示に従い設計書等に示された内容に適合した履行を行うことはもとより、内容を変更し又は追加する必要がある場合には誠意を持ってこれに対応し、公共工事の成果品の品質を確保することに万全を期します。

また、監督員から求められた説明資料の作成・提出、及びその内容などについての説明 を求められれば誠実に応じること、工事完了後に当該業務日報の写し、市の仕様書に対応 した清算内訳書及び下請契約書・支払状況の写しを提出することを確約します。

下請予定業者名及び予定下請金額の変更に関する理由書										
記										
							左	F	月	日
工事名										
工事場所	石區			地内						
【下請予定業者の変	更に	関する理	曲】	【予定下	請金額	の変	更に関	する	る理由】	
①当初下請業者名:				① <u>当初予</u>	定下請	金額	į:			_ 円
				(消費税込み額)						
②変更下請業者名:				②変更下	請金額	į:				_ 円
							(消費	?税 辽	込み額)	
③変更理由(該当□□	内にし	/を付す。)		③変更理	由(該	当口F	内にレを	付す	_。)	
□当初予定していた一	次下	請業者が, 当	á該工事の入	□予定下記	青金額に	二記載	した下記	清負	の予定額	須に違算
札前に他の工事の元請	負人ご	又は下請負ん	人になった。	があり,下	請金額	変更	の必要が	生じ	ごた。	
□当初予定していた一	次下	請業者が, 営	営業停止又は	□現地精査の結果,施工方法や工事数量の変更が生						
指名停止になった。				じた。						
□当初予定していた-	一次	下請業者の	主任技術者							
が, 事故等, 不測の事態	によ	り配置でき	なくなった。	□工事内容の変更に伴い,新たな工種の追加や工事						
				数量の変更	 「があり	,下計	青負の予	定額	を変更	する必要
□現地精査の結果,施	工方法	去の変更等,	不測の事態	が生じた。						
を生じたため、当初予算	官して	こいた一次コ	「請業者との	□その他	(具体的	」内容	を下欄に	:記載	哉)	
契約が困難となった。				(`
□工事内容の変更に伴	い, 翁	fたな工種 <i>0</i>	り追加や エ							
事数量の変更があり、	当初于	定していた	上一次下請業							
者以外の者への下請負	の必要	要が生じた。								
□その他(具体的内容	を下	欄に記載)								
(<u> </u>	5			[J
上記について提出します。 請				負人名		現	場代理	<u>人</u>	主任	技術者
年月		目								
	課長	課長袖	浦佐	係長	ŧ	監	督員			
		l	1	i	1				1	

(様式5)

下請工事の施工監理の状況チェック表

区分	項目	チェックポイント	チェック方法
		①施工体制台帳,再下請通知書,施工体系	ヘルメット等の外観、口頭聞
	下	図等に記載のない下請業者が作業していな	き取りにより確認
		し、から。	
	請	②下請業者は、工事内容に適合する許可を	口頭で下請業者に施工内容を
現	業	取得しているか。	徴取し,確認
706		③下請業者の主任技術者は工事内容に適合	主任技術者である資格又は実
場	者	した資格を有しているか。	務経験を元請に確認するとと
で			もに、本人に口頭で確認
		④当該主任技術者は,施工体制台帳等に記	口頭で確認するとともに,自
0)		載された主任技術者と同一人物であるか。	動車運転免許証等により確認
_		⑤当該主任技術者は直接的・恒常的雇用関	口頭で所属会社を確認すると
下	主	係があるか。	ともに、健康保険証・住民税
請	任		特別徴収額通知書等で確認
	技	⑥主任技術者の現場専任性があるか。	施工体制台帳の工期,実施工
工	術		程表と比較して, 専任が必要
事	,,,		な時期か確認し, 専任が必要
	者		な場合は日報等により確認
施	\mathcal{O}		(→疑義がある, 或いは現場
エ	現		にいない場合は所在を確認し
	場		呼び出し確認)
管	専	⑦当該主任技術者の能力	主任技術者である資格又は実
理	,		務経験を口頭で確認
7	任	⑧当該主任技術者の実質的関与の有無	当該建設現場における建設工
	性		事の施工技術上の管理等(設
			計図書に従い施工上の指示・
			管理等)をしているか,口頭
			により確認。

(様式6)

下請業者への契約・支払状況チェック表

2 - 1

EA	~# F	チェッカザイント	チェッカ七注
区分	項目	チェックポイント	チェック方法
		①元請と下請(2次以降の下請も含む。)建設業	
契		法に基づき適正な契約書を作成しているか。	千万円)以上の場合は施工
		(法19条)	体制台帳添付の下請契約書
約			で把握する。
			それ以外又は疑義がある場
•	下		合は、業者に下請金額の明
			示された下請契約書を提出
支	請		させる。
		②下請業者の施工状況, 内容, 下請金額が下請契	下請業者からの聞き取りに
払	契	約書と一致するか。	より確認
		③注文者が自己の取引上の地位を利用して,通常	契約書で内容と金額を確認
状	約	必要と認められる原価に満たない不当に低い下	し、契約に至る経過を聴取
		請金額の契約を強制していないか。(法19条の3	する。また、問題案件は、
況	等)	設計書から金額を推定のう
		④下請契約締結後に元請の地位を利用して資材	え比較検討し, 下請側から
		購入先の限定等の不当な強制はないか。 (法19	も事情を聴取する。
		条の4)	
		⑤下請契約締結にあたっては,事前に経費を明ら	見積書原本を確認
		かにした見積書を徴しているか。 (法20条)	
		⑥発注者から前払を受けたときは、下請に対して	
		も前払いしているか。(法24条の3第2項)	
		⑦発注者から部分払・完成払を受けたときは,下	
	支	請に対しても出来形相当の部分払・完成払を	
		1カ月以内で出来るだけ短期間に支払っている	契約書の支払条件を確認し
	払	か。 (法24条の3第1項)	,出納簿,入出金伝票等で
		⑧下請代金の支払いは現金払いとしているか。	確認
	状	⑨手形を併用する場合であっても, 少なくとも労	
		務費相当分は現金払となっているか。また,手形	
	況	期間は120日以内となっているか。	
		⑩元請の都合により現金払を手形払に変更した	変更支払条件を確認し,出
	等	ときは、手形割引費用は元請が負担しているか。	納簿,支払伝票等で確認
		⑪賃金水準,物価水準の変動により下請代金を変	変更契約について、原本で
		更する必要がある場合は、下請約款・下請契約書	確認
		の定めにより適切に変更しているか。	

(様式6) 2-2

(),34.	- /		
区分	項目	チェックポイント	チェック方法
		⑫必要資材を元請から購入させる契約の場合,正	契約書の契約条件を確認し
		当な理由がないのに、下請に対し下請代金の支払	, 出納簿, 入出金伝票等で
契	支	期日前に当該工事の資材代金を支払わせていな	確認
約		しいか。	
•	払	⑬元請が特定建設業者である場合,下請代金を当	引渡し関係書類を確認のう
支		該下請業者の目的物の引渡しの申し出があった	え, 出納簿, 出金伝票等で
払	状	日から起算して50日以内で,できる限り短い日で	確認
状		期間内に支払っているか。	
況	況		
		⑭元請が特定建設業者である場合,下請が倒産,	口頭聞き取りにより確認
	等	資金繰りの悪化等により工事の施工に関し,他人	
		(当該下請以外の下請を含む。) に対して損害を	
		与えることがないよう下請・保護・指導を行って	
		いるか。	

※ 代金の支払状況等については、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備 業社、運搬業業者等についても、これに準じた適切な取扱がされているか確認するこ と。

別紙調査表①

元請業者用

下請業者への支払状況調査表 (当該工事の全ての支払完了後に全項目記入のうえ,提出してください。)

工事番号		
工事名		
工 期 年 月 日 ~ 4	年 月 日	日間
元 請 名 (連絡先:	記入者名	Tel:
下請業者名		
質問	回 名	答 欄
① 発注者から前払いを受けたとき、下請業者に対し	はい 🗆	いいえ 🗌
て前払いをしましたか。		
支払った場合、支払日はいつですか。	(いつ)
② 発注者から部分払いを受けましたか。それは、い	はい 🗆	いいえ 🗌
つですか。		
	(いつ)
③ 下請業者に対して、出来形相当の部分払を支払い	はい 🗆	いいえ 🗌
ましたか。		
支払っている場合、支払日はいつですか。	(いつ)
④ 下請業者に対して、完成払をいつ支払いましたか。	(いつ)
⑤ 下請工事の目的物の引渡しの申し出があった日は	(いつ)
いつですか。 (元請けが特定建設業者の場合)		
⑥ 下請代金の支払いは、全て現金払いとしています	はい 🗆	いいえ 🗌
カゝ。		
⑦ 上の⑥が「いいえ」の場合、現金と手形の割合は	現金	%
どうなっていますか。また,手形の期間は何日とし	手形	%
ましたか。	手形期間	日
⑧ 貴社の都合により現金払いを手形払いに変更した	はい 🗆	いいえ □
ときは、手形割引費用は貴社が負担しましたか。	該当なし □	
⑨ 下請業者の必要資材を貴社から購入させる契約の	はい 🗆	いいえ □
場合、下請業者に対し下請代金の支払期日前に当該	該当なし □	
工事の資材代金を支払わせることがありますか。	理由:	
ある場合は、どの様な理由からですか。		
⑩ 下請契約締結に当たっては,事前に下請業者から	はい 🗆	いいえ 🗌
見積書をもらっていますか。それは、いつもらいま		
したか。	(いつ)
⑪ 上の⑩の見積書では、材料費、労務費等の内訳が	はい 🗆	いいえ 🗌
わかるようになっていますか		

別紙調査表②

下請業者用

下請業者の代金受取り状況調査表 (当該工事の全ての代金受領後に全項目記入のうえ,提出してください。)

匚事番号								
工 事 名								
工 期	年	月 日	~	年	月	日	日	間
発注業者名								
責 社 名				(連絡先:	記入者名	Те	el :)
	質	問			口	答	欄	
① 前払いはあり)ましたか。・	それは, し	ハつです	トカ ^ュ 。	はい 🗆		いいえ	
					(いつ)
② 部分払いを受	受けましたか。	それは,	いつて	ごすか。	はい 🗆		いいえ	
					(いつ)
③ 完成払いを受	受けたのはい	つですか。			(いつ)
④ 下請工事の目	目的物の引渡	しの申し	出を行っ	った日は	(いつ)
いつですか。								
⑤ 下請代金のラ	支払いは,全て	現金払い	となっ	ていま	はい 🗆		いいえ	
したか。								
⑥ 上の⑤が「レ	いいえ」の場合	合,現金。	と手形の)割合は	現金		0	%
どうなっている	ましたか。また	た, 手形の	期間は	何日と	手形		0	%
なっていましたな),				手形期間		F	3
⑦ 貴社に発注し	た業者の都	合により	現金払レ	\が手形	はい [いいえ	
払いに変更され	1たときは,手	- 形割引費	骨は貴	社に発	該当なし [
注した業者が負担	旦しましたか。	1						
⑧ 必要資材を責	貴社に発注した	た業者かり	ら購入す	トる契約	はい [いいえ	
の場合,下請代	金の受取期日	前に当該	を工事の	資材代	該当なし			
金を支払ったこと	とがありますだ	ý,°			理由:			
ある場合は,	どの様な理け	由からで	すか。					
⑨ 下請契約締約	吉に当たってに	は, 事前に	上貴社に	- 発注し	はい 🗆		いいえ	
た業者に見積書を	を提出している	ましたか。	それに	は、いっ				
ですか。					(いつ)
⑩ 上の⑨の見和	責書では, 材料	料費, 労	務費等0	つ内訳が	はい 🗆		いいえ	
わかるトラにナ	っっています。	A.						

別紙調査表③

下請業者用

再下請業者への支払状況調査表(当該工事の全ての支払完了後に全項目記入のうえ,提出してください。)

工事番号		
工 事 名		
工 期 <u>年 月 日 ~ 年</u>	月 日	日間
発注業者名		
貴 社 名 (連絡先:	記入者名	Tel:
質問	回 2	答欄
① 元請から前払いを受けたとき,再下請業者に対し	はい 🗌	いいえ 🗌
て前払いをしましたか。		
支払った場合、支払日はいつですか。	(いつ)
② 再下請業者に対して,出来形相当の部分払を支払	はい 🗆	いいえ 🗌
いましたか。		
支払っている場合、支払日はいつですか。	(いつ)
③ 再下請業者に対して、完成払をいつ支払いました	(いつ)
カೄ		
④ 再下請業者から,工事の目的物の引渡しの申し出	(いつ)
があった日はいつですか。		
⑤ 再下請代金の支払いは、全て現金払いとしていま	はい 🗆	いいえ 🗌
したか。		
⑥ 上の⑤が「いいえ」の場合,現金と手形の割合は	現金	%
どうなっていますか。また, 手形の期間は何日とし	手形	%
ましたか。	手形期間	日
⑦ 貴社の都合により現金払いを手形払いに変更した	はい	いいえ 🗌
ときは、手形割引費用は貴社が負担しましたか。	該当なし 🗌	
⑧ 再下請業者の必要資材を貴社から購入させる契約	はい	いいえ 🗌
の場合,再下請業者に対し再下請代金の支払期日前	該当なし 🗌	
に当該工事の資材代金を支払わせることがありまし	理由:	
たか。		
ある場合は、どの様な理由からですか。		
⑨ 下請契約締結に当たっては、事前に再下請業者か	はい 🗆	いいえ 🗌
ら見積書をもらっていますか。それは、いつもらい ま		
したか。	(いつ)
⑩ 上の⑨の見積書では、材料費、労務費等の内訳が	はい	いいえ 🗌
わかるようになっていますか。		